

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

対象者
利用者

幼稚園の預かり保育を利用する3歳から5歳までの「保育の必要性の認定」を受けた子供たちの利用料が無償化されます。

預かり保育とは

保護者の希望に応じて、幼稚園の教育時間外にお子さんをお預かりする保育です。



- ◆ 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
- ◆ 無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

保育を必要とする事由（保護者が保育することができない事由）

就 労	就労しているため（自宅外での就労、自営業、内職など家事以外）
妊娠・出産	妊娠中または出産後のため
病気・障害	病気、けが、心身に障害があるため
介護・看護	親族等を常に介護・看護しているため
求職活動中	求職活動（起業等準備を含む）をしているため
就 学	就学（職業訓練等を含む）のため
そ の 他	ご相談ください

利用の
手続き

預かり保育を利用される場合は「**子育てのための施設等利用給付認定申請書**」に申請書裏面に記載の「申請に必要な添付書類」を添えて通われている幼稚園を経由して町に提出してください。



問い合わせ先：南三陸町保健福祉課子育て支援係
TEL 0226-46-1402

